



岡情審査第91号

平成30年3月30日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会長

小山正



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年1月18日付け岡財第551-1号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

「市県民税の決定通知書及び納税通知書（岡山市長が平成23年度から平成27年度において、課税年度及びその前年度に給与所得がありながら特別徴収を行うことなく市県民税を普通徴収として決定した書類及び決定通知書全て）」の公文書開示請求に対する非開示決定に係る審査請求についての諮問



## 第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った平成28年12月6日付け岡北税第502-1号による非開示決定処分については、決定通知書を非開示としたことについては妥当であるが、納税通知書については、これに代わるものとして、個人に関する情報を非開示とした上で、市県民税課税台帳を開示するべきである。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成28年11月21日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、市県民税の決定通知書（岡山市長が平成23年度から平成27年度において、課税年度及びその前年度に給与所得がありながら特別徴収を行うことなく市県民税を普通徴収として決定した書類全て。以下「本件公文書A」という。）及び納税通知書（岡山市長が平成23年度から平成27年度において、課税年度及びその前年度に給与所得がありながら特別徴収を行うことなく市県民税を普通徴収として決定した決定通知書全て。以下「本件公文書B」という。）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、同年12月6日付けで、本件公文書Aについては、「作成しておらず不存在」として、本件公文書Bについては、「納税義務者に送付済のため不存在」として非開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、同年12月11日付けで、非開示決定を取り消し、本件公文書A及び本件公文書Bの開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、平成29年1月18日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

#### 1 請求人の主張要旨

##### ア 本件公文書Aについて

本件公文書Aは、実施機関が、請求人の指定した対象者について、市県民税を普通徴収として決定した際の意味決定した内容が確認できる文書であり、実施機関における起案票と添付書類を想定している。実施機関が本件公文書Aを作成していないとしても、市県民税を決定した際の起案票と添付書類は存在しているはずであり、その中に本件公文書Aに係る情報が含まれているのであれば、他の情報を削除して一部開示するべきである。

##### イ 本件公文書Bについて

実施機関は、本件公文書Bについて、納税義務者に送付済のため保有しておらず、また再作成もできないと主張するが、請求人は別途開示請求した開示文書において、実施機関が本件公文書Bを再作成した事例を確認しており、再作成できないとの主張は虚偽である。なんらかの理由で納税通知書の再作成が困難である場合には、請求人にその理由を十分説明の上で市県民税課税台帳の開示を求める。

#### 2 実施機関の主張要旨

##### ア 本件公文書Aについて

市県民税の課税においては、課税年度及びその前年度に給与所得がありながら特別徴収を行うことなく市県民税を普通徴収としたものと、給与所得がなく普通徴収したものとを区別しておらず、市県民税を普通徴収とした対象者全体で税額決定を行っている。

このため、本件公文書Aについては作成していない。

##### イ 本件公文書Bについて

本件公文書Bについては、納税義務者に送付済のため保有しておらず、また何度も作成することを前提としたものではないことから、平成28年度以前の用紙（様式）は残っていないため、送付時と同じものを新たに作成することはできない。請求人の主張する本件公文書Bを再作成し

た事例については、他の公文書作成時に、その添付書類として当時例外的に作成したものである。

なお、本件公文書Bは、実施機関の保有する市県民税課税台帳から必要な情報を抽出、出力して作成したものであるので、本件公文書Bに代わるものとして、市県民税課税台帳であれば、個人に関する情報を除き開示することはできる。

#### 第4 審査会の判断

請求人と実施機関との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

##### 1 本件公文書Aの不存在について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2号において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定されている。同号の公文書に係る情報は、実施機関が現に保有し、社会通念上速やかに開示できるものを意味しているのであって、情報開示を請求する者の要請に応じ、既存の公文書を加工することにより作成される情報は含まれないと解すべきである。

実施機関は、市県民税の課税においては、ある一定の条件の者を区別しての税額決定は行っておらず、納税義務者全体で税額決定を行っていることから、本件公文書Aは作成していないと説明している。

これに対して請求人は、本件公文書Aに係る情報が含まれている公文書が存在するのであれば、他の情報を削除して一部開示すべきであると主張している。

当審査会で、実施機関が述べている納税義務者全体で税額決定を行った起案決裁文書を見分したところ、当該文書は、市県民税の納税義務者全体の期別、徴収方法別の合計税額が羅列された文書であった。この文書について、請求人の要請に応じて本件公文書Aに係る情報以外を削除するとなると、対象者の抽出、税額の再計算及び税額表の再作成が必要

となり、実施機関として、実質、新たな公文書を作成することになるものであることが認められた。

以上のことから、実施機関が本件公文書Aについて、不存在を理由として行った非開示決定は妥当である。

## 2 本件公文書Bの不存在について

実施機関は、本件公文書Bについて、納税義務者に送付済のため保有しておらず、平成28年度以前の用紙(様式)が残っていないことから、送付時と同じものを新たに作成することはできないと説明している。

また過去に本件公文書Bを再作成した事例については、個別事情により、当時例外的に作成したものであると説明している。

この実施機関の説明に特段不合理な点は認められず、本件公文書Bを非開示とした決定は妥当であるとも言えるが、請求人は、本件審査請求における実施機関と請求人との文書による意見交換において、本件公文書Bの開示が困難である場合は、その代わりとして市県民税課税台帳の開示を求めており、これに対して実施機関は、意見書の中で述べた対象者の市県民税課税台帳については、個人に関する情報を除き開示することが可能としている。

これらのことから、「市民の知る権利を保障し、本市の行う諸活動を市民に説明する責務を全うする」という条例の趣旨に鑑み、本件公文書Bについての非開示決定を取り消し、これに代わるものとして市県民税課税台帳を開示するべきである。

付言するに、一般的には、公文書の開示を求めようとする者が、行政がどのような公文書を作成・保管しているかを承知している場合は稀であると考えられることから、実施機関が公文書を特定するに足る情報を積極的に開示し、請求者の協力を得られるよう努めるべきである。

今後、実施機関が開示請求に係る公文書の特定を行うに当たり、請求内容が不明瞭であり、複数の解釈が生じるなどの疑義がある場合には、請求者と可能な限り意思の疎通を図るなど、より一層の適正処理に努め

るよう望むものである。

## 2 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 1月18日	諮問書の收受
平成29年 2月20日	請求人側意見書の收受
平成29年 3月17日	審議
平成29年 5月15日	実施機関側意見書の收受
平成29年 6月 4日	請求人側意見書の收受
平成29年 6月19日	審議
平成29年 8月17日	実施機関側意見書の收受
平成29年 9月16日	請求人側意見書の收受
平成29年 9月28日	審議
平成29年11月 8日	実施機関側意見書の收受
平成29年12月 3日	請求人側意見書の收受
平成29年12月22日	審議
平成30年 2月22日	審議
平成30年 3月30日	答申